

産業廃棄物行政の 現状と今後の展望について

平成29年11月24日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長 成田 浩司

目次

1. 産業廃棄物処理法等の見直し
 - (1) 適正処理の推進
 - (2) 雑品スクラップ対策
 - (3) その他
2. 中央環境審議会意見具申の法改正関係以外の事項
3. PCB廃棄物対策
4. 水銀廃棄物対策
5. 有害物質管理
6. 優良な循環産業の更なる育成

(参考資料)

- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
(バーゼル法)の改正

1. 廃棄物処理法等の見直し

(1) 適正処理の推進

廃棄物処理法の一部改正

公布 平成29年6月16日

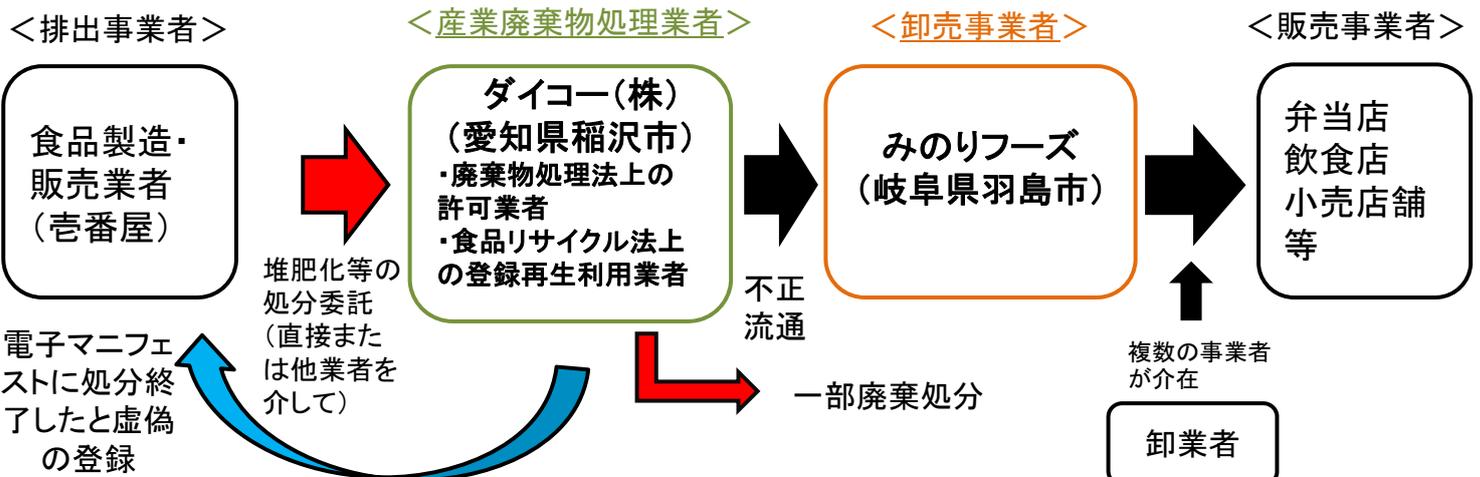
施行期日

電子マニフェスト一部義務化： 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
その他： 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

2

食品廃棄物の不適正な転売事案の概要

○食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案



【主な問題点】

- 産業廃棄物の処理フローが不透明であるため、排出事業者や行政庁が、電子マニフェストの虚偽記載等の廃棄物処理法違反事由に気づくことが出来ないこと。
- 産業廃棄物処理業者に関する情報が不十分であるため、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を見分けることが困難であること。
- 許可取消後の処理業者が、改善命令等の対象とならない。等

3

【マニフェストの虚偽記載等の防止と電子マニフェストの機能強化】

○マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化 (第27条の2)

(現行: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金→改正: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○電子マニフェストにおいて不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修中 (H28~29年度)

【廃棄物処理業者に係る対策: 透明性と信頼性の強化】

(監視体制の強化)

○都道府県等による食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアルを策定 (H28.6.21通知済)

○食品リサイクル法に基づく国の立入検査と廃棄物処理法に基づく都道府県等の立入検査の連携強化 (対策済)

(処理状況の積極的な公開と優良な処理業者の育成)

○廃棄物関係団体に対し、排出事業者による現地確認の積極的受入れとチェックリストの整備を要請 (H28.10に全国産業廃棄物連合会が実地確認チェックリストを策定)

○優良な食品リサイクル業者育成・評価のため、全国食品リサイクル登録再生利用事業者事務連絡会に自主基準の策定や評価制度の構築を要請済み (検討経費の一部を環境省が支援)。

(許可を取り消された廃棄物処理業者等に対する対応の強化)

○許可を取り消された処理業者等に対して、都道府県等が必要な措置を命じることができるようにする。 (第19条の10)

【排出事業者に係る対策: 食品廃棄物の転売防止対策の強化】

○食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針(判断基準省令)の改正及び転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定 (H29.1.26)

○排出事業者の責任の徹底、排出事業者向けのチェックリスト作成等について、都道府県等への通知(処理状況の確認等) (H29.3.21, H29.6.20通知済)

○許可を取り消された処理業者等に対して、排出事業者への通知を義務付け。 (第14条の2第4項等)

廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応

1. 課題

平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を始め、引き続き廃棄物の不適正処理事案が発生

<明らかになった課題>

(1)許可取消し後の廃棄物処理業者等が廃棄物をなお保管している場合における対応強化等が必要

(2)マニフェスト記載内容の信頼性担保や、電子マニフェストの活用による不適正事案の早期把握や原因究明が必要

食品不適正事案対応の経緯

平成28年1月	事案発覚、県が立入検査・報告徴収等
" 2月29日	愛知県が改善命令
" 4月18日	岐阜県及び三重県が許可取消し
" 6月27日	愛知県は取り消さず改善命令状態を維持
" 6月27日	愛知県による許可取消し

2. 法改正事項

(1)許可を取り消された者等に対する措置の強化

許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対して、

○市町村長、都道府県知事等は、処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができることとする。

(第19条の10)

○排出事業者に対する通知を義務付けることとする。

(第14条の2第4項、第14条の3の2第3項、第14条の5第4項及び第14条の6)

省令整備方針①

(2)マニフェスト制度の強化

○マニフェストの記載内容についての信頼性の担保を図るため、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する。

(第27条の2)

※現行: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

→改正後: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者、紙マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付に代えて、電子マニフェストの使用を義務付けることとする。

(第12条の5第1項)

省令整備方針②

(参考) 電子マニフェストについて

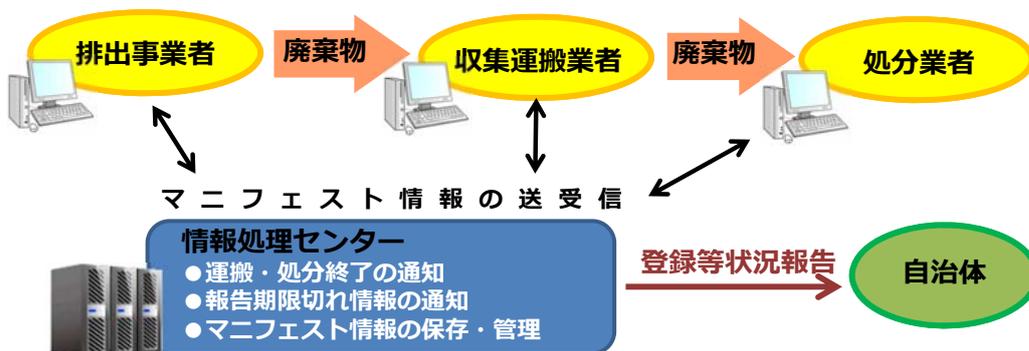
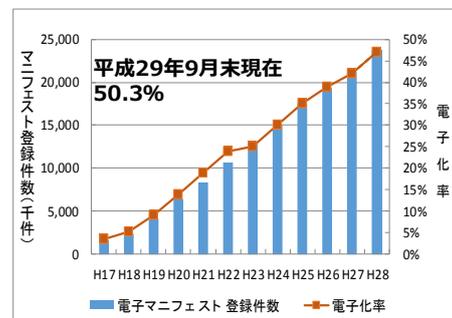
- 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）制度は、排出事業者が、その産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを把握・管理し、処理責任を果たすための制度
- 電子マニフェスト制度は、紙マニフェストに代わり、その記載内容を情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み

電子マニフェスト普及の意義

排出事業者責任の徹底・適正処理の推進の観点から、その**普及を強力に推進する必要**あり

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（紙マニフェストの保管が不要）

電子マニフェスト普及率



収集運搬業者及び処分業者の電子マニフェスト加入率（平成29年9月末現在）

区分	加入率
産業廃棄物収集運搬業	33.9%
産業廃棄物処分業	59.6%
特別管理産業廃棄物収集運搬業	78.1%
特別管理産業廃棄物処分業	83.4%

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに基づくマニフェスト制度の運用状況の総点検に関する報告（平成29年2月）

現状と課題

- 平成28年12月末時点の電子マニフェスト普及率は約46%
- 紙マニフェストは少量排出事業者を含め排出事業者にとって簡便で扱いやすい反面、虚偽記載対策が必要
- 電子マニフェストは、処理の透明化、事務の効率化、都道府県等の監視の効率化、不適正事案の原因究明の迅速化に効果的な反面、少量排出事業者に割高な料金設定等、運用面の改善が必要

今後の基本的な方向性

- 電子マニフェストの利点や世界最高水準のIT利活用社会の構築に鑑み、電子マニフェストの更なる普及拡大が必要
- 普及拡大に向けて、まずは、例えば段階的に電子マニフェストの義務化を検討
- 平成29年度以降についても、普及目標を設定した上で、目標の実現に向けた施策の推進が必要
- 虚偽記載の防止に資する機能強化、利便性向上のためのシステム改修が必要

電子マニフェストの普及等に向けた今後の具体的な取組

- ① 排出事業者の加入促進**
 - ・電子マニフェスト使用料金の低減
 - ・環境配慮契約法に基づく取組の推進、自治体への導入拡大
- ② 処理業者の加入促進**
 - ・スマートフォン・タブレット端末に対応した現場登録アプリケーションの強化
 - ・電子マニフェスト使用料金の低減
 - ・優良産廃処理業者認定制度の推進
- ③ 電子マニフェストの利便性の向上**
 - ・登録・処理終了報告期限の見直し
 - ・電子マニフェストシステムの機能強化
 - ・マニフェスト交付等状況報告書の電子データによる提出の促進
- ④ 不適正事案への迅速な対応**
 - ・エラー検知機能の強化
- ⑤ 普及啓発**
 - ・ニーズを踏まえたよりわかりやすい講習会の実施
 - ・加入料の改定、普及キャンペーンの実施
- ⑥ その他**
 - ・IT利活用社会の実現に向け、他法令の報告との連携を含めた電子情報の活用のあり方検討
 - ・マニフェスト登録事項の充実

省令の整備方針①（処理業者に係る処理困難通知）

改正法により、産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が、許可を取り消されたとき等において、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理が終了していない場合は、委託者（排出事業者）に、その旨を通知することとされた。

主な規定見込事項

- ①収集、運搬又は処分の事業に係る許可が取り消された日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
 - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
 - ・許可が取り消された年月日及び当該事由の内容
- ②通知の写しの保存期間は、5年とする。

※既存の処理困難通知関係と同様の内容（施行規則第10条の6の2、3及び4）。

※このほか、事業廃止時についても同様に法定事項となったことを受け、以下の通り規定するとともに、当該省令規定事項は削除する。また、e-文書法施行規則に所要の改正を行う。）

- ①収集、運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に通知する。
 - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名
 - ・事業の全部又は一部を廃止した年月日及び当該事由の内容
- ②通知の写しの保存期間は、5年とする。

8

省令の整備方針②（電子マニフェスト関係）

主な規定見込事項

1. 義務の対象者

- ・特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上（PCB廃棄物は50トンの中に含めない）の事業場を設置する者を対象とする。

2. 電子マニフェストの登録が困難な場合（⇒紙マニフェストに記載（備考・通信欄））

情報処理センターへの電子マニフェストの登録が困難な場合は、次の場合とする。

- ・義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- ・離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- ・常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

3. 情報処理センターへの登録期限

- ・義務対象者は、運搬又は処分受託者に廃棄物を引き渡した後、3日以内（土日祝日を含めない）に、引渡し年月日等の事項を情報処理センターに登録する。

※ただし、原則としては予約登録機能等も活用し、速やかに登録することが望ましい。

4. その他

- ・義務対象者は、多量排出事業者として都道府県知事に提出する処理計画に、電子マニフェストの使用に関する事項も記載する。

9

1. 施行までのスケジュール

項目	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
多量排出事業者の準備		排出量の把握	○6/30 処理計画提出 ○7月～ JWNET加入 ○電子マニフェスト対応業者との契約	○4/1 施行 (予定)
講習・説明会等での周知		電子マニフェスト義務化の周知		

※この他、関係団体と協力し、団体主催の説明会等でも周知を検討

2. その他電子マニフェストに関する検討事項

1. 現場登録システムについて

- 排出事業者が運搬受託者の支援を受けてスマートフォン・タブレットを使用して排出現場で電子マニフェストの登録を行うことができるシステムを平成29年度に試行予定。
- 今後、運搬受託者や処分受託者も使用できるよう現場登録システムの強化を検討中。

2. 費用負担の軽減について

- 経済的負担の軽減については、利用状況を踏まえ、引き続き検討。
- なお、平成29年4月から、一部料金の引き下げを行った。（少量排出事業者向け（B料金）の基本料金を2,160円 → 1,944円。B料金と少量排出事業者団体向け（C料金）の使用料を32.4円/件 → 21.6円/件）

※ B料金：少量排出事業者向け料金、登録件数90件までの使用料は基本料に含まれる。
C料金：少量排出事業者団体（30者以上一括加入）向け料金、基本料は無料。

10

廃棄物を排出する事業者の責任徹底

1. 意見具申抜粋

- ① - 排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務が規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して周知を図るべきである。
- ② - 排出事業者に対し、不当に低い処理料金で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえることや、建設廃棄物の排出事業者の一元化規定は、産業廃棄物の処理料金の支払いも排出事業者の責任の下で行うことを周知することを始め、不当に低い処理料金での委託の防止や処理料金支払い方法の適正化のための対策を講じるべきである。
- 排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要である。

2. 対応状況

- ① 排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底を図るため、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（H29.3.21 通知）を発出した。
- ② 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」（H29.6.20 通知）において、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）に関するチェックリストをまとめ、都道府県等における周知徹底等を要請した。

11

○背景

- 不適正処理事案が後を絶たない
 - 建設廃棄物の不適正処理事案 (平成28年1月判明)
 - 食品廃棄物の不適正転売事案 (平成28年1月判明)
- 中央環境審議会「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について (答申)」 (平成28年9月)
- 中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性 (意見具申)」 (平成29年2月)

○主な内容

1. 排出事業者責任とその重要性について

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者責任に関する各規程の遵守を改めて認識する必要がある。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

排出事業者の責任が極めて重いことを、都道府県、市町村だけでなく、排出事業者、廃棄物処理業者にも周知

(参考) 排出事業者向けチェックリスト(H29.6.20 通知)

○目的

- 汚染者負担の原則により、廃棄物処理法上、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有している (**排出事業者責任**)。
- 処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任がある。この場合、廃棄物処理市場の特性から、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすい。しかし、**適正な処理には、相応の費用**がかかる。
- 不適正な処理を行う処理業者に委託していたことが明らかになれば、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として**社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要がある**。
- そこで、産業廃棄物の排出事業者には、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき措置を整理する。

時点

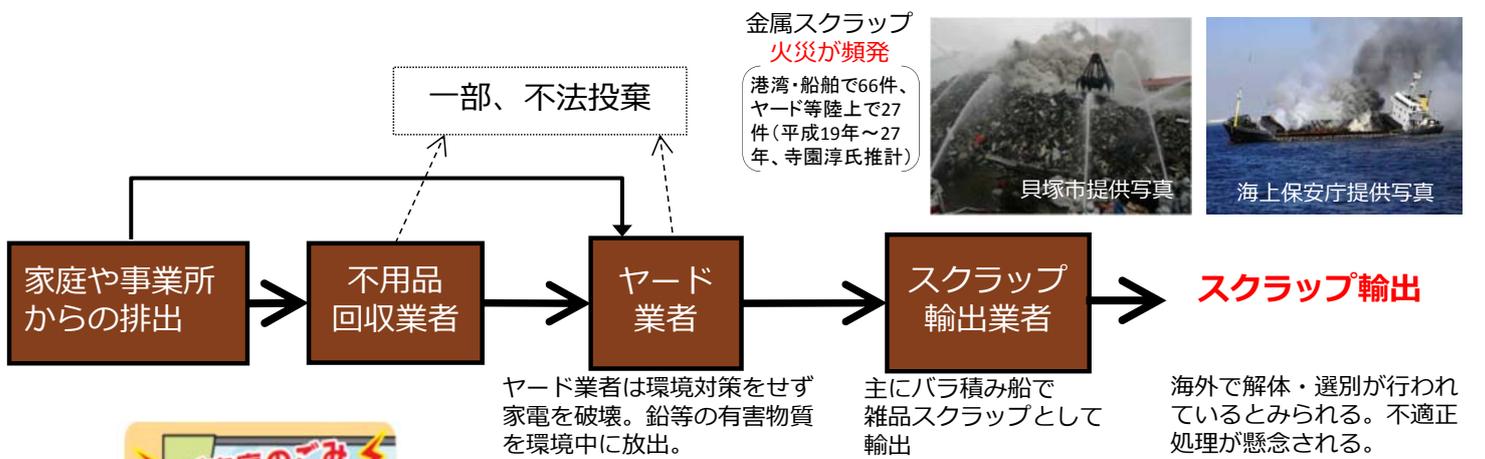
チェック内容

時点	チェック内容
排出時	・ 廃棄物該当性 ・ 廃棄物の分別 (産廃か一廃か、産業廃棄物の種類 など) など
保管	・ 保管基準の遵守 (囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透等防止措置など)
委託処理 【廃棄物引渡し前】	・ 委託先の要件 (許可の有無、優良認定の考慮) ・ 委託基準の遵守 (適正な委託契約の内容、適正な対価、添付書面など)
【廃棄物引渡し時】	・ 紙マニフェストの適正な交付 (交付状況や記載事項など) 又は 電子マニフェストの適正な登録
【廃棄物引渡し後】	・ 処理状況の確認 (実地確認、情報確認など)
【処理終了時】	・ 紙マニフェスト又は電子マニフェストの適正な確認 (処理終了確認や記載事項など)
その他	・ 自己処理 (施設許可、帳簿等) ・ 多量排出事業者 (計画書や報告書) など

1. 廃棄物処理法等の見直し (2) 雑品スクラップ対策

有害物を含む使用済電気電子機器に関する現状

○ 有害物を含む使用済電気電子機器がその他の金属スクラップと混合されたもの（いわゆる**雑品スクラップ**）が輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。**国内外の環境汚染や家電リサイクル法等の形骸化の懸念が高まっている。**



- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいべき国際的枠組。

2. G7メンバーによる野心的な行動

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

具体例: 電気電子廃棄物(E-waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

16

「有害使用済機器」の保管等に関する課題への対応

1. 課題

- 雑品スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、生活環境上の支障が発生。
- 有価な資源として取引される場合が多いため、廃棄物としての規制を及ぼすことが困難な事例あり。

↓ 生活環境への影響発生を抑制

2. 法改正事項

<規制の内容> (第17条の2)

- ① 「**有害使用済機器**」※1の保管又は処分を業として行おうとする者※2に**都道府県知事への届出を義務付け**
 ※1 使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
 ※2 届出除外対象者を省令で規定
- ② 政令で定める**保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③ 都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**(これらの違反があったときは罰則の対象)

金属スクラップへの混入が確認された使用済電気電子機器の例 (国立環境研究所寺園淳氏撮影)



エアコン(室内機)



エアコン(室外機)



洗濯機



掃除機



扇風機



炊飯器

※ 輸出については、バーゼル法の見直しにおいて輸出承認対象にし、総合的な対策を講じる。

17

主な規定見込事項 （※有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（座長：寺園淳 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長）中間取りまとめより抜粋）

1. 有害使用済機器の指定

○基本的考え方

- 本制度を運用することを通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の全体像を把握していくことが重要。
- また、雑品スクラップについて、適正な保管及び処分を促すとともに、リサイクル法に基づく適正処理ルートがある場合は当該ルートへ誘導することも重要。
- これらを前提として、現時点で把握している実態を踏まえ対応。特に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれとして、鉛等の有害物質や火災リスクに着目して対象を指定。
- 運用に当たっては、実効ある制度となるよう、規制逃れを防ぎつつ、運用コスト面も勘案して対象を指定。

○対応方針

- 今回は、取引の全体像に関する実態把握が一定程度なされているリサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）を対象として指定する。
- 現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）についても対象として指定する。
- その他の今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

18

2. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- 廃棄物の保管・処分の基準を基本とする。
- 保管基準のうち、保管高については、使用済電子機器の保管の実態も踏まえて対応する。特に、勾配については留意する必要があるものの、使用済電子機器の保管状態については、経験的に安定していることを踏まえると、必ずしも廃棄物と同等の勾配に関する規定が必要とはいえないことから、実態に即したものとすることとする。
- 処分基準のうち、処分の方法については、自治体アンケート、現地調査を踏まえ、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とする。
- 生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災の防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、現地調査における取り扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等必要な措置を講じる。
- 有害物質の飛散流出防止について、例えば蛍光管等水銀を含有する部品については、破損しないよう適切に分別のうえ、廃棄物として処理する場合は水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理する等必要な措置を講じる。

3. 届出除外対象者

以下の者を指定する。

- ① 関係法令の許可等を受けた者（例えば、廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者（有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者に限り、許可・認定等に係る事業場と同一敷地内の事業に限る）等）
- ② 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（実態調査結果等を踏まえ、事業場の敷地面積100m²未満の者を想定）
- ③ いわゆる雑品スクラップをヤードで保管等する者以外の者であって、有害使用済機器の保管等を業として行おうとする者（有害使用済機器の適正保管を行うことができることが想定できる者に限る。）（例えば、不良品等の処分を行うために、本業に付随して一時保管を行う製造業者、販売業者等※）

（※改正法の条文解釈上、適用除外と整理しうるかを精査の上、省令にて規定。）

19

4. 届出事項・書類 等

廃棄物処理法に基づく処分業の許可に関する申請事項・書類（許可基準に係るものを除く。）及び排出事業者自らが場外保管する場合の届出事項・書類を参考として定める。

○届出事項・書類

- 申請者の基本情報（氏名又は名称、住所、その他申請者の基本的情報を示す書類）
- 事業一般に関する事項（事務所及び事業場の所在地、事業計画の概要、事業開始年月日、事業場の概要、事業場の面積、付近の見取図、事業の用に供する場所の使用権原を有することを証する書類）
- 保管に関する事項（保管する品目、保管場所の面積、保管量・保管高の上限、保管場所の図面（平面図、構造図等））
- 処分に関する事項（処分の方法、処分する品目・数量、処分施設の種類・数量・設置場所の図面（平面図、構造図等））

○届出の時期

- 新規は事業開始前10日前までとすることとする。
- 届出事項の変更についても、廃棄物の取扱いを参考に、基本的に同様とすることとする。

○その他必要な事項

- 有害使用済機器の適正処理の観点から、同機器の保管又は処分について、帳簿を作成し備え付ける（品目毎、引取先、引取量、取扱い法（解体、処分）、引渡先、引渡数量等を記載。）。
- 有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部を廃止した際の届出について規定する（廃止後10日以内に提出。）。

※上記のほか、廃止の届出に係る事務を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう所要の措置を講ずる。

20

今後の検討事項（有害使用済機器関係）①

検討会中間取りまとめにおいて、有害使用済機器の保管等に係る今後の課題を以下のとおり整理しており、これを踏まえて対応することとする。

- 改正法の施行までに、先行事例である自治体の取組の水準を引き下げることがないよう、ガイドラインの整備や自治体への通知の発出を進めるなど、具体的な運用面の検討を一層進め、実効ある制度となるよう努めるべきである。
- 改正法の施行後は、今回の検討会において検討を行いつつも指定対象とならなかった機器を始め対象機器について、バーゼル法の輸出確認の状況も含めた法の施行状況、機器の有害性等の更なる実態把握を行い、適時適切に機動的な対応を行うべきである。また、定期的かつ継続的な検討・機器追加を図るための方法を確立すべきである。
- 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）については、現地調査において多く確認され、また、いわゆる雑品スクラップの中でも個別に有価としての取引実績があると見込まれ、かつ、火災原因となる可能性や、鉛等の含有があることから、更なる実態把握の上で、今後の機器の指定の検討に当たり特に考慮すべきである。

- その他の機器については、「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」「機器」という用語を狭く捉えないようにするべきである。

「有害」については、有害性の考え方について一層の検討を進めるべきである。例えば、機器に含有される有害物質の情報を引き続き収集していくなど有害物質の含有の観点にとどまらず、油の流出による土壌・水質汚染のリスクや、フロン等の放出リスク、今回以上にバッテリーの存在による火災リスク等も考慮して検討すべきである。具体的な機器としては、例えば、油を含む機器としてオートバイや農機具、フロンを含む機器として自動販売機やショーケース、バッテリーを含む機器等も指定を検討すべきである。「機器」については、解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。

また、今回指定することとしたリサイクル法対象機器を始めとして、業務用と家庭用の機器を環境への影響上区別する必然性は必ずしもないことから、こうした区別を設けずに機器を指定することについても検討すべきである。そして、今回の機器の指定や今後の一定の追加指定を行っても「すきま」の問題が解消しない等の判断に至った場合には、更なる実態把握の上で、機器単位ではなく、有害性の有無の観点で対象を指定することも含めて、指定の在り方を検討していくことも将来的にはありえる。

以上の多くの論点があることを踏まえ、本検討会で議論された点に十分配慮して機器の指定をすべきである。また、今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。

21

（前項からの続き）

- 法の施行後も引き続きスクラップヤードの実態把握に努めるべきである。特に、今般対象外となる機器のみを扱うスクラップヤードが一定程度出現すること等も想定されることから、法の施行状況に加えて、規制対象外として整理されるこうしたヤードについても、実態を把握すべきである。さらに、実態把握に当たっては、火災リスクを始めとした人の健康・生活環境保全上の支障の防止について、例えば、自治体を通じた規制対象内外のスクラップヤードの状況把握、輸出入される場合を含めたいわゆる雑品スクラップの全体的な物の流れの把握など、実態把握と検証を行うべきである。
- これらの実態把握等も踏まえた上で、保管基準、処分基準、届出事項の追加等、必要な対策を講じるべきである。また、今般の届出対象となっていない有害使用済機器の収集・運搬段階についても、更なる実態把握の上で、届出対象とする等、必要な対策を検討していくべきである。さらに、今後の有害使用済機器の追加と併せて、リサイクル法で回収ルートが定められていない機器についても、必要な実態把握を行った上で、排出段階からの対応の必要性を含めて対策を検討していくべきである。

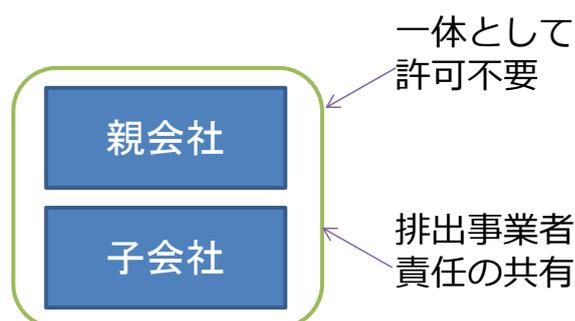
1. 廃棄物処理法等の見直し

(3) その他

法改正内容(第12条の7)

親子会社が一体的な経営を行うものである、及び、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処理ができる等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けず、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとする。

※廃棄物処理法上、排出事業者が自らの産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要



政省令の整備方針（自ら処理の拡大関係）

主な規定見込事項

1. 一体的な経営を行う事業者の基準

二以上の事業者のいずれかの事業者が、他の事業者について、次のいずれかに該当する。

- ①当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している。
- ②次のいずれにも該当する。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。
 - ・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

2. 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

- ・認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。
 - ・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、それぞれ区分して行うこと。
 - ・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。
 - ・知識及び技能を有すること。
 - ・経理的基礎を有すること。
 - ・欠格要件等に該当しないこと。
 - ・基準に適合する施設を有すること。
- 等

3. 申請先・申請方法

- ・申請に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域、処分施設が存在する区域を管轄する都道府県知事に申請。（※当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれに申請。）

4. 申請書・添付書類

- 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名、議決権保有割合に関する事項、実施体制に関する事項に加え、当該申請に係る産業廃棄物の種類、処理の範囲及び処理を行う区域等を記載した申請書を都道府県知事に提出する。
- 申請書には、当該申請に係る事業概要、一連の処理の行程、施設に関する事項等を記載した事業計画を添付。
- 併せて、定款又は寄付行為及び登記事項証明書等（子会社の株主名簿、かつて同一の事業者であったことを証明できる登記書類）、役員の氏名及び住所（※親会社からの出向者を明記）、各種基準に適合することを示す書類等を添付。

5. 報告

- 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、報告書を都道府県知事に提出する。

※上記のほか、変更の認定申請、軽微変更、変更の届出、廃止の届出、帳簿記載事項等について必要な措置を規定する。また、当該認定及び変更の認定に関する事務の一部等を、都道府県知事に加え指定都市の長等が行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

26

施行期日等

改正法に係る施行期日等は、以下のとおりとする。

主な規定見込事項

1. 改正法の施行期日を定める政令

- 改正法（電子マニフェストの一部義務化関係を除く。）※の施行期日は、平成30年4月1日とする。
- 改正法のうち、電子マニフェストの一部義務化関係の施行期日は、平成32年4月1日とする。
※なお、改正法の施行の際に現に有害使用済機器の保管等を業として行っている者については、施行後6ヶ月間（10月1日まで）、届出の猶予期間。

2. その他

- 電子マニフェストの一部義務化関係の規定の施行に当たり必要な経過措置を講ずる。併せて、上記施行期日以前における電子マニフェスト使用者に係る情報処理センターへの登録期限等を3日以内（土日祝日を除く。）に改め、その施行期日は、平成31年4月1日とする。

27

2. 中央環境審議会意見具申 の法改正関係以外の事項

28

廃棄物処理における有害物質管理の在り方

1. 意見具申抜粋

ア 情報提供

- 特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、廃棄物情報データシート（WDS）において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき。

- POPsを高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべき。その他のPOPs廃棄物でも、POPsを含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、例えば「POPs含有産業廃棄物」と定義して、上乘せの処理基準を規定すべきである。

イ 処理基準等

- 太陽電池モジュールについては原則として管理型処分場で最終処分すべきである。加えてリサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討すべき。

29

2. 対応状況

- 廃棄物処理制度における有害物質管理のあり方について、
 - 廃棄段階等における情報伝達のあり方について専門的な検討を進めているところ。
 - POPs廃棄物の適正処理を推進するための方策について、対象となる廃棄物やその処理基準等について専門的な検討を進めているところ。
- 使用済太陽光パネルについて、
 - 使用済太陽光発電設備については、本年9月の総務省勧告も踏まえ、有害物質に係る情報伝達や適正なリユース・リサイクル・処分のための施策のあり方について、自主的なリサイクルの実施状況や欧州の動向を調査しつつ、検討を進めている。

(参考) 太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果報告書 (平成29年9月総務省) 抄

環境省及び経済産業省は、今後の使用済パネルの排出増加も見据え、適正処理・リサイクルの確実な実施を図る観点から、速やかに次の措置を講ずる必要がある。

- ① 排出事業者を始めとする関係事業者が、使用済パネルに係る有害物質に関する情報を容易に確認・入手できるよう措置し、関係事業者に周知すること。
 その上で、有害物質に関する情報について排出事業者から産業廃棄物処理業者への提供義務の明確化を図るとともに、埋立処分に当たっての適切な方法を具体的に明示し、周知すること。
- ② 製造業者を含む関係事業者による使用済パネルの回収・適正処理・リサイクルシステムの構築について、法制度の整備も含め、検討すること。

30

廃棄物処理法に基づく各種規制措置等の見直し

1. 意見具申抜粋

- 一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべき。

2. 対応状況

- ① 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において新たに定めた (H29.4.28 公布・通知、10.1 施行)。
- ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、廃棄物処理法施行規則で定める様式の遵守等について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について (通知)」 (H29.3.31 通知) を発出し、都道府県等に対し周知を行った。

The image shows two forms. The top one is a 'Waste Management Ticket' (産業廃棄物管理票) with a header and a table for recording waste management details. The bottom one is a 'Waste Management Ticket Delivery Status Report' (産業廃棄物管理票交付等状況報告書) with a header and a table for reporting the status of ticket delivery.

31

対応状況

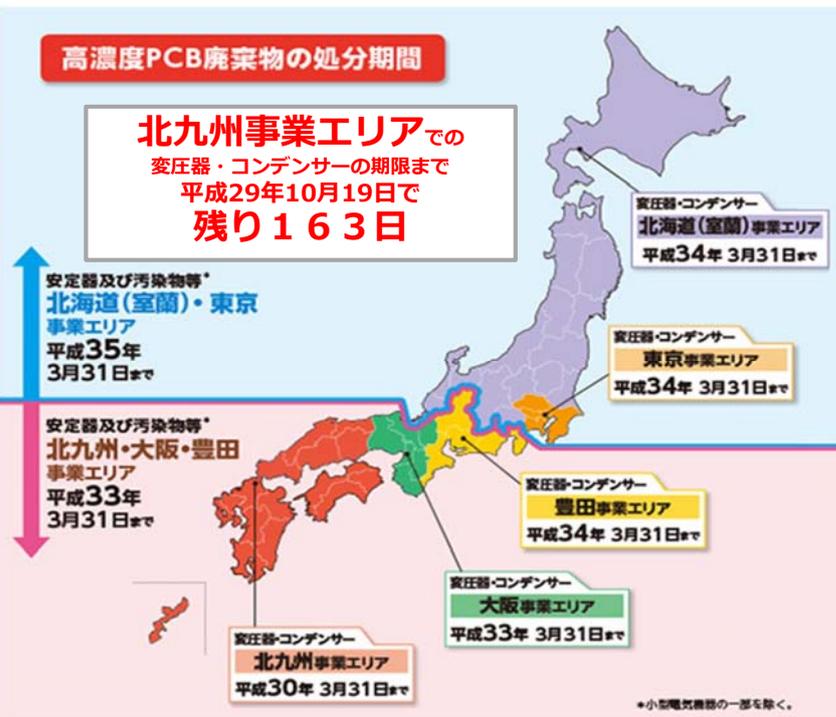
その他、6月26日に開催した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、以下の運用を要請した。

- **電子化の推進**に向けた産業廃棄物行政情報システムの運用について、事業者等の情報のうち、少なくとも環境省ホームページで公開される事項については確実に登録を行うとともに、常に最新の状態に更新されたいこと。また、行政処分を実施した場合においても同システムへ遅滞なく登録するなど、同システムを適切に活用されたいこと。
- **再生利用指定制度の更なる活用**について、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところ、平成18年7月4日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産060704001号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたいこと。
- **許可申請等の負担軽減や合理化**のうち、電子申請の推進について、国においては、広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進める方針としており、各都道府県・政令市においても、申請者において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に電子化申請化を進められたいこと。
- **地方自治体の運用**のうち、条例等による独自規制について、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたいこと。等

3. PCB廃棄物対策

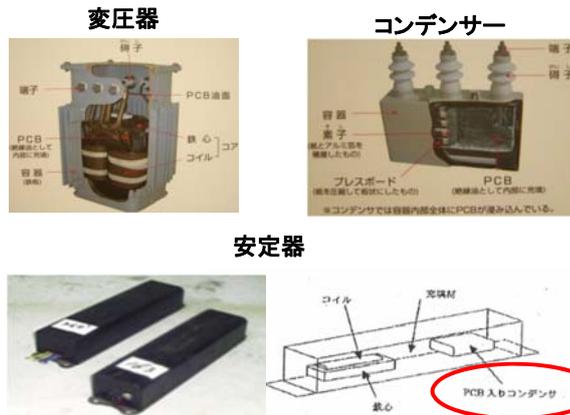
PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の期限内処理について

- PCB(難分解性で慢性毒性を有する化学物質)は、カネミ油症事件(昭和43年)を契機に社会問題化。
- 昭和47年以降製造中止。民間主導で全国39カ所に処理施設設置が試みられたが、30年以上処理されず。
- 現在、国が中心となり、立地地域関係者の理解と協力の下、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)により全国5カ所に処理施設を整備し、処理を実施。未だに蛍光灯安定器からの漏洩事案が発生^(※)
- 処分期間は、**最短で平成29年度末**。期間内処理を確実にするため**徹底した掘り起こしと周知が必要**。
- 掘り起こし調査は、各都道府県市が目標期日を定め取り組むとともに、環境省が年2回程度のフォローアップ。



※確認されている最近のPCB漏洩事案

- <平成28年8月>
北海道庁の出先機関(十勝総合振興局)で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。
- <平成28年8月>
北海道内の公民館で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。
- <平成27年8月>
静岡県内の高等学校で、蛍光灯安定器からPCBが漏洩。
- <平成26年10月>
福岡県内の警察学校で、蛍光灯安定器が破裂し、PCBが漏洩。



PCB廃棄物処理に係る政府の取組

<関係者連携の促進>

- 国(環境省、経産省)、関係自治体、電気保安関係事業者、日本電機工業会(JEMA)、日本照明工業会(JLMA)、処理業者(JESCO)から構成される「**PCB廃棄物処理関係者連絡会**」を各地域で開催し、関係者間で取組の共有等を実施。
- 経済産業省において、電気事業法に基づき、**電気主任技術者の職務として高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認すること**を追加。

<周知・広報>

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間の1年前の3月末に**PRワイヤー(共同通信社)を通じて国内約2,250媒体に配信、40以上のWEBメディアへの情報展開、業界紙・地方紙(中国・四国・九州地方をカバーする主要地方紙各紙)等への広告、チラシ10万部・ポスター約2万部の共同配布・掲示、首相官邸のメールマガジンや各府省庁及び地方公共団体のSNS等を利用した一斉広報、環境省HP「ポリ塩化ビフェニル早期処理情報サイト」大幅リニューアル(<http://pcb-soukishori.env.go.jp>)等により周知・広報を実施。**
- **政府広報テレビ番組**や**全国説明会**(北九州事業エリアの全県を含む全国30カ所程度)等による**周知・広報を実施予定**。

期限内の処理完了に向けて必要なステップと28年改正事項

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、期限内に、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難な状況。
→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

① 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

② 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること



→ 報告徴収・立入検査権限の強化（第24条・第25条）



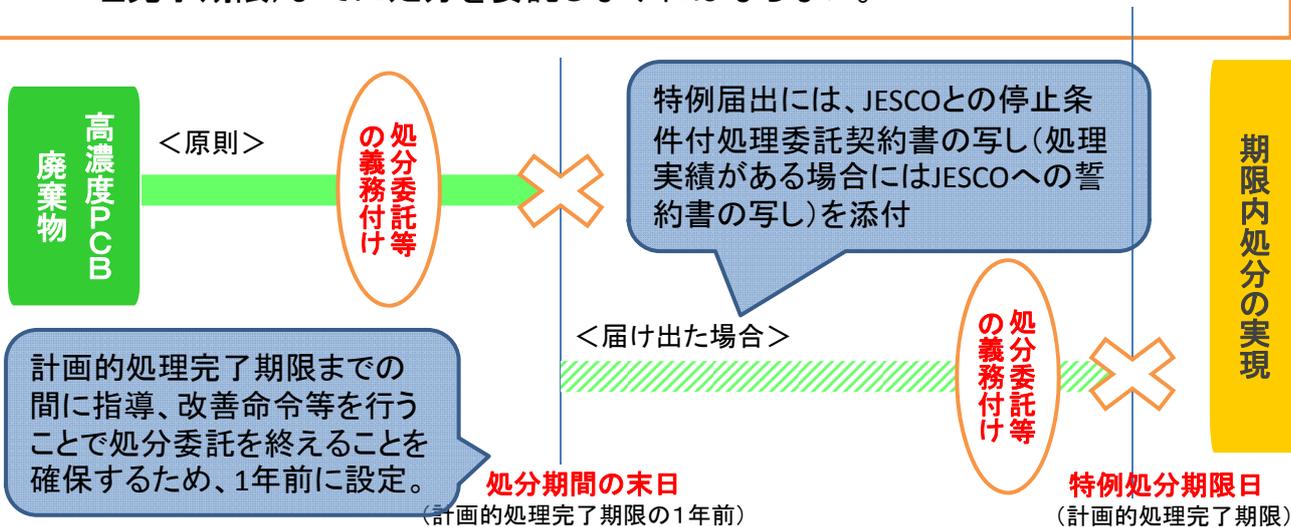
→ 使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け（第18条）

③ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条）
義務違反者に対する改善命令（第12条）
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

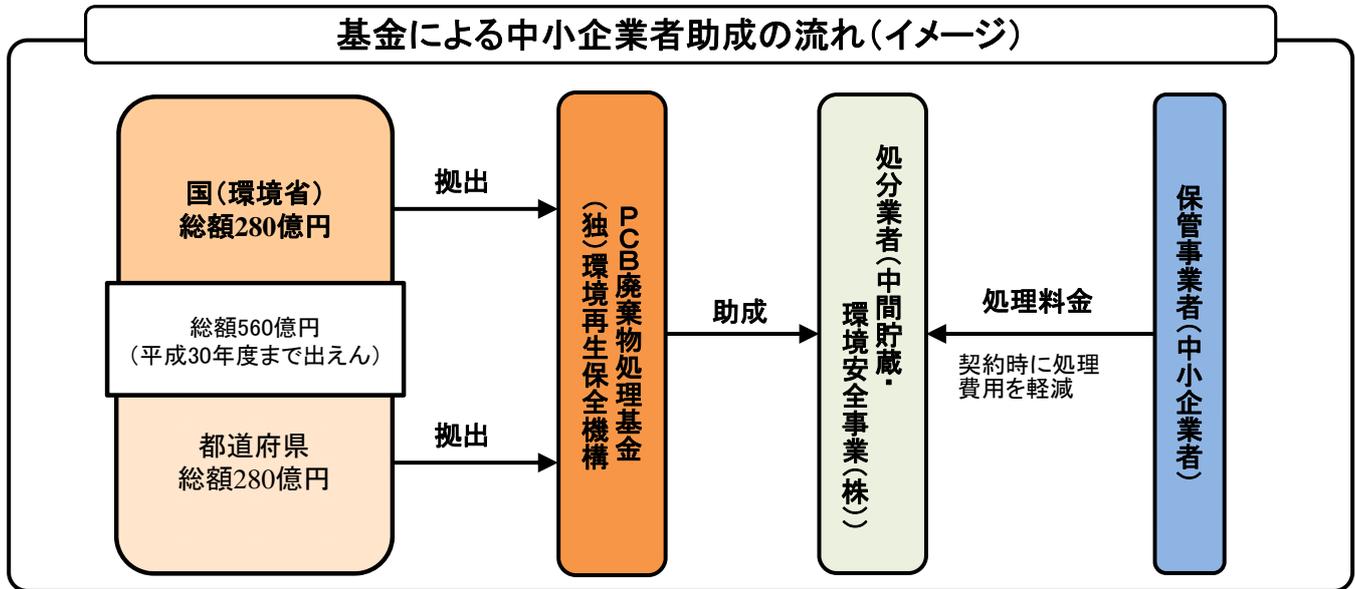
高濃度PCB廃棄物の期限内の処分（第10条）

- 保管事業者は、高濃度PCB廃棄物について、処分期間内（＝計画的処理完了期限の1年前まで）に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。
- 全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、都道府県知事に届け出なければならない。
- 特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た保管事業者については、特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までに処分を委託しなければならない。



中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- 中小企業者等については処分料金の70%を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人については、処分料金の95%を軽減している。**



40

日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金)

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲
 ①処理委託まで保管に係る費用
 ②処理施設までの運搬費用
 ③処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率
 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
 低濃度PCB：基準利率 1.21%～

41

- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とした補助事業
- 対象事業の要件：
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額：工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1
- 貸付対象： ※地方公共団体、独立行政法人は本補助金の対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 三次公募 9月20日（水）から10月13日（金）正午まで
- 補助金交付団体：一般社団法人環境技術普及促進協会
(http://www.eta.or.jp/offering/17_1_1led/170424.php)

低濃度PCB廃棄物の無害化処理体制の整備等

- 低濃度PCB廃棄物（5,000mg/kg以下）の処理期限は、平成39年3月31日。
- 平成29年7月現在の無害化処理事業者数は、環境大臣による無害化処理認定事業者が33事業者、特別管理産業廃棄物処分業者が5業者の合計38事業者。無害化処理事業者一覧は、環境省のホームページに掲載している。
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>
- 焼却処理を行う事業者は処理能力の増加を、また洗浄処理を行う事業者は移動式洗浄処理施設による処理実施場所の増加を目指しているところ。
- 昨今の処理事業者数及び処理能力の増加に伴い、処理料金は無害化認定制度開始当初に比べ低減傾向にあり、今後も引き続き処理体制の整備に努めていく。

微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進

微量PCB汚染廃電気機器等の合理的な処理方策について、平成26年度から「微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会」を開催し、学識者及び関係事業者団体等の助言を得つつ検討を行っている。

1 課電自然循環洗浄法等適用の枠組みの構築

- 平成28年11月開催の第4回課電自然循環洗浄法ワーキンググループでの検討を踏まえ、部位別洗浄に係る「課電自然循環洗浄実施手順書」を平成29年3月31日に改正。
- 対象機器のPCB濃度の上限濃度の拡大については、平成29年度以降予定する実証試験の結果を踏まえて検討予定。

2 絶縁油の抜油後の筐体（容器）の安全かつ合理的な処理方策

- 平成28年5月及び10月に「新たな処理方策検討ワーキンググループ」を開催し、実証試験を実施。この結果を踏まえて今後の方策について検討予定。

44

低濃度PCB廃棄物等の正確な全体像の把握

低濃度PCB廃棄物等の正確な全体像を把握するための方策等について検討を行うため、「平成29年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会」を開催予定。

1 目的

- 低濃度PCB廃棄物等については、平成28年3月31日時点で、柱上変圧器以外の電気機器が120万台、柱上変圧器が約100万台、0Fケーブルが1,400キロメートル存在すると推計。
- PCB汚染確認は分析が必要なものが多く、一般に高濃度PCB使用製品に比べて新しいこと、分析時に機器の停止又は停電を要すること等の課題が存在。
- 以上の課題を踏まえつつ、低濃度PCB廃棄物等の正確な全体像を把握するための方策等について検討。

2 検討事項

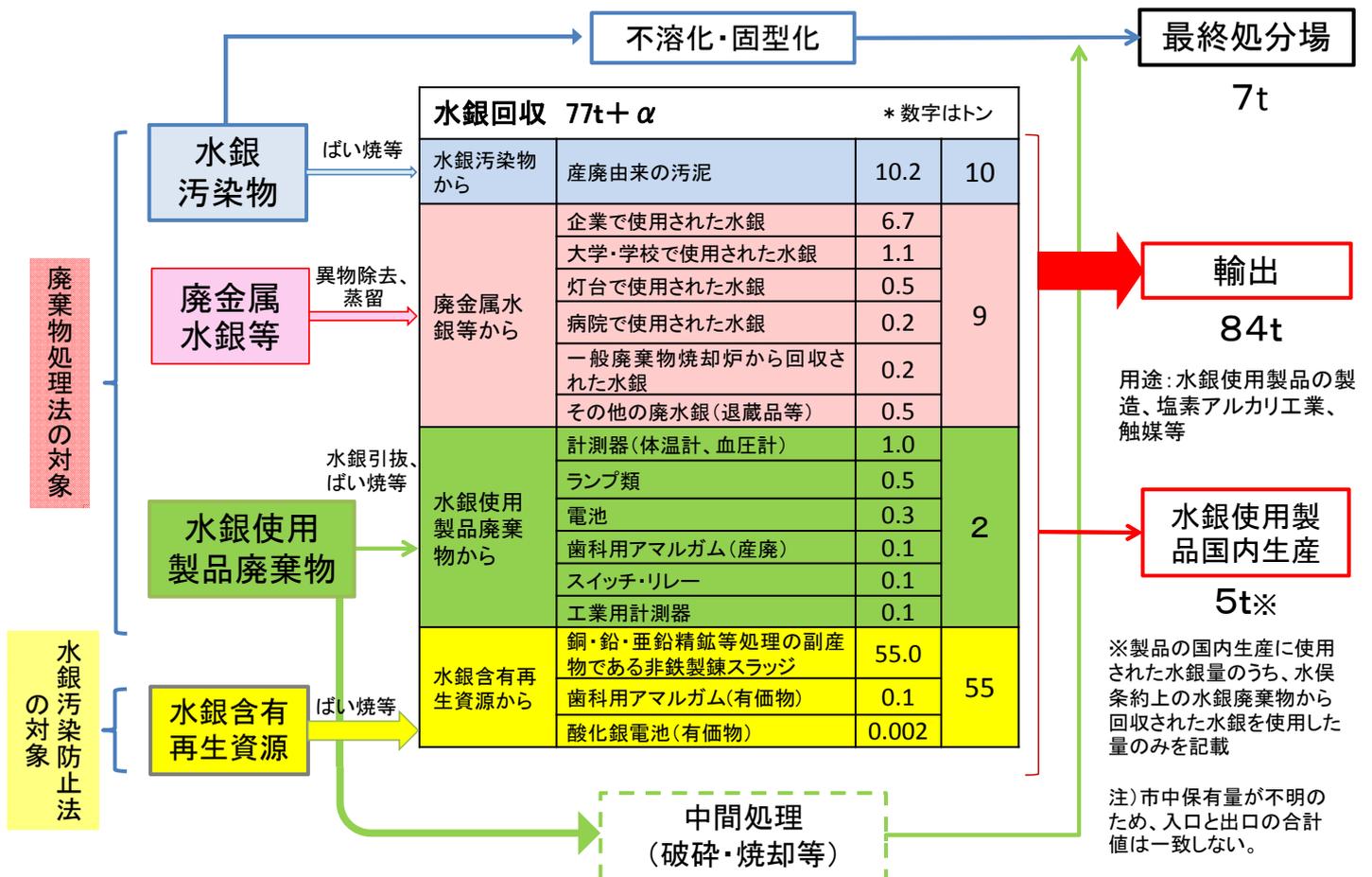
- (1) 低濃度PCB廃棄物等の全体像の把握に関する検討
- (2) 低濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査方法に関する検討
- (3) その他

45

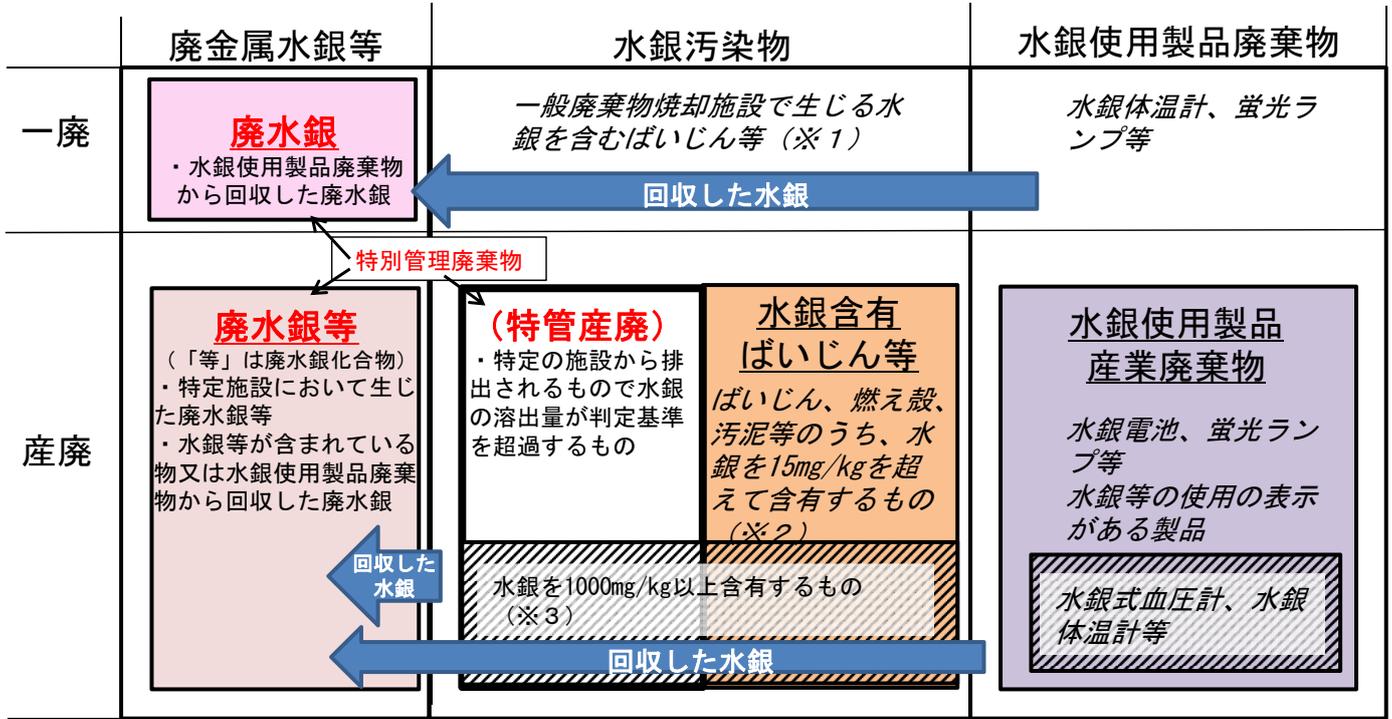
4. 水銀廃棄物対策

水俣条約上の水銀廃棄物からの水銀回収等の現状

(2014年度ベース)



水銀廃棄物



下線：水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正（平成27年）により新たに定義されたもの

斜体：例示

水銀回収義務付け対象

- ※1 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特別管理一般廃棄物に該当する
- ※2 廃酸、廃アルカリについては15mg/Lを超えて含有するもの
- ※3 廃酸、廃アルカリについては1000mg/L以上含有するもの

廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正（全体概要）

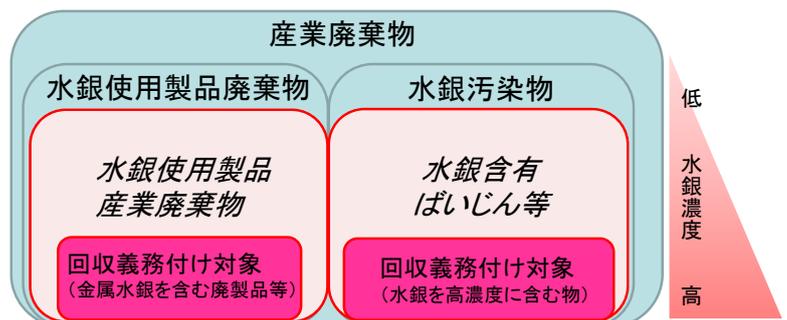
（施行令は平成27年11月6日閣議決定、同月11日公布）

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定

- 廃水銀等（廃試薬、水銀使用製品から回収された水銀、等）を特別管理廃棄物に指定。
- 廃水銀等の処理基準を強化
 収集運搬方法及び保管方法の追加：密閉容器に収納して運搬すること。
 処分方法の追加：埋立処分を行う場合には、あらかじめ硫化・固型化すること。
- 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の強化

- 水銀使用製品産業廃棄物（水銀血圧計、蛍光灯等）の収集・運搬基準の追加
 ・破碎することのないような方法により行うこと
 ・他の物と混合するおそれのないよう区分すること
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（水銀を含む汚泥等）の処分基準の追加
 ・水銀が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること
 ・水銀の含有割合が一定以上のものについては水銀を回収すること
- 水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立禁止の明確化



施行期日

- 廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準：平成28年4月1日
- 廃水銀等の硫化・固型化基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準：平成29年10月1日

5. 有害物質管理

有害物質管理の在り方

(平成29年2月中央環境審議会意見具申(抄))

ア 情報提供

- 利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した事案など情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推定される事案が発生。
- 特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、廃棄物情報データシート(WDS)において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき。

イ 処理基準等

- POPsを高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべき。その他のPOPs廃棄物でも、POPsを含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、例えば「POPs含有産業廃棄物」と定義して、上乘せの処理基準を規定すべきである。
→「POPs廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において専門的に検討中
- 太陽電池モジュールについては原則として管理型処分場で最終処分するべきである。加えてリサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討すべき。

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」とは

産業廃棄物の委託契約時に、排出事業者が処理業者に提供することとされている産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報を具体的に示したもの

＜表面＞ 廃棄物データシート(WDS) 管理番号

※1 本データシートは産業廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「産業廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日 記入者

1 排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2 廃棄物の名称			
3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) □ 分析表添付(組成)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
4 廃棄物の種類 □ 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石類含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 腐蝕(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 腐蝕(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 油酸(有害) <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 油酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石炭等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
5 特定有害廃棄物	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロベンゼン () 水銀又はその化合物 () 1,2-ジクロロエチレン () テトラメチル鉛 () カドミウム又はその化合物 () シクロファン () シマジン () 縮又はその化合物 () 四塩化炭素 () オートンアルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 可能性があれば、六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 縮又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類() シア化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン() 廃棄物処理法 PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質	排出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7 水道水道における汚濁防止物質 前駆物質	多環物質:ホルムアルデヒド(塩素化合物は除外) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> トリメチルヒドランジン(DMH) <input type="checkbox"/> NN-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> トリメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> NN-ジメチルエチレンジアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミン(DMAE) 多環物質:クロロホルム(塩素化合物は除外) <input type="checkbox"/> アトランジン(アトランジン) <input type="checkbox"/> 1,3-ジヒドロキシベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアミン <input type="checkbox"/> アミンアセトフェン <input type="checkbox"/> アミンアセトフェン 多環物質:多環芳香族炭化水素(塩素化合物は除外)、ジブロモクロロメタン、プロモクロロメタン、プロモホルム(塩素化合物は除外) <input type="checkbox"/> 多環芳香族炭化水素(塩素化合物は除外)		
8 その他の有害物質 ()には 記入有りは○、 無しは×、記入の 可能性があれば△ □ 分析表添付(組成)	塩素 () 塩素 () 炭素 () 硫黄 () フッ素 () 炭素 () 窒素 () 窒素 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア() ホウ素 () その他 ()		

9 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 暴水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性
10 廃棄物の物理的・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分() □その他()
11 品質安定性	経時変化(有・無)有る場合は具体的に記入
12 関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13 荷姿	□容器() □車両() □その他()
14 排出頻度 数量	頻度(スロット・継続予定) kg・t・m ³ ・本・毎・袋・個 / 年・月・週・日
15 特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・初じん爆発の可能性 ・容積膨張性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

＜排出事業者及び処理業者の記録簿＞

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

＜変更履歴＞

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

POPs条約※規制対象物質

※ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

採択年月	POPs条約採択 H13.5	COP4 H21.5	COP5 H23.4	COP6 H25.5	COP7 H27.5
発効年月	H16.5	H22.8	H24.10	H26.11	H28.12
廃農薬類	アルドリン クロルデン DDT ディルドリン エンドリン ヘプタクロル	クロルデコン α,β-HCH リンデン	エンドス ルフアン		PCPとその 塩及びエ ステル類
フッ素系 界面活性剤		PFOSとその塩及び PFOSF			
臭素系難燃剤		POP-BDEs		HBCD	
塩素系製剤	PCB				PCN
非意図的生成物	HCB PCB PCDD/PCDF	PeCB			PCN

* 国内における製造・輸入の実績がないか不明なものを除く

太陽光発電設備の導入実態と排出量予測

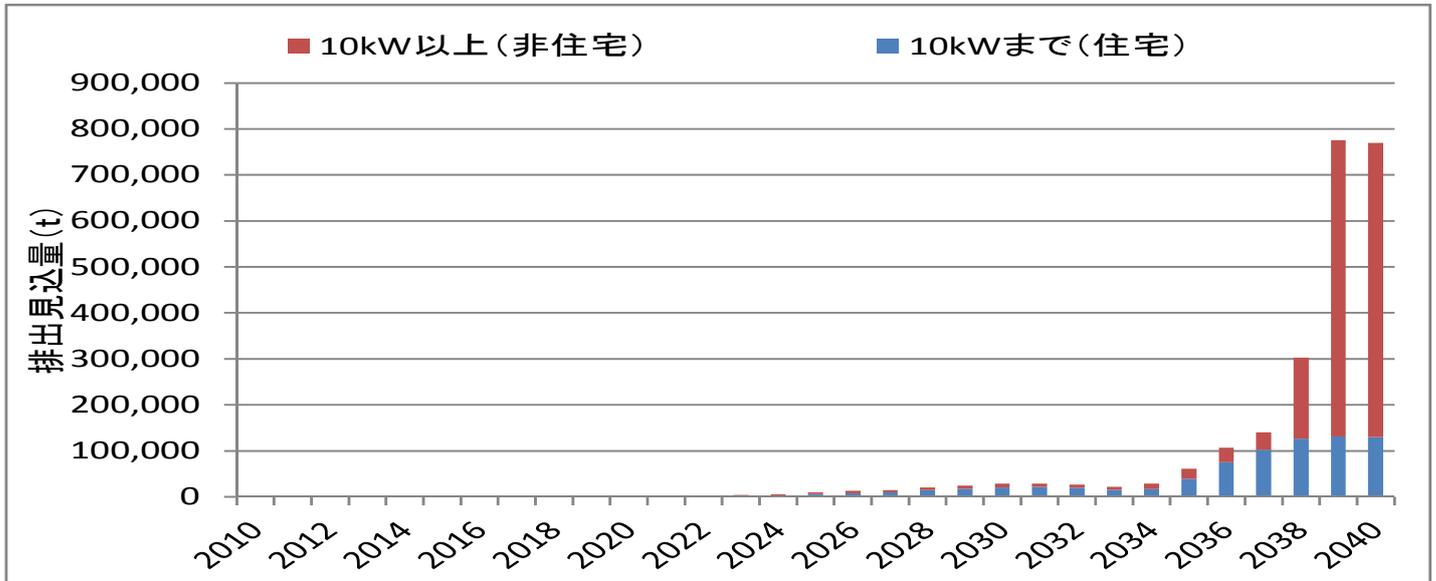


図 太陽電池モジュール排出見込量(寿命25年)

表 産業廃棄物の最終処分量に占める太陽電池モジュールの割合

	2020	2025	2030	2035	2039
排出見込量 (t) ※寿命を25年と仮定した場合	2,808	9,580	28,788	61,000	775,085
2012年度の最終処分量に占める割合 (%)	0.02	0.07	0.2	0.5	6

※排出太陽電池モジュールを全量埋め立てたと仮定

6. 優良な循環産業の更なる育成

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言①

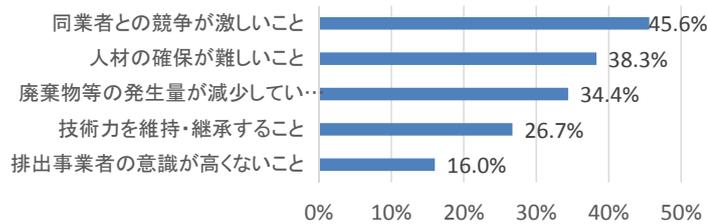
目的と位置づけ

- 大学や研究機関、自治体等の有識者11名から構成された「産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会」（座長：細田衛士 慶應義塾大学経済学部 教授）から平成29年3月に環境省に提言されたもの。

産業廃棄物処理業界の実態

- 産業廃棄物処理業の許可を持っている事業者は約11万社存在するが、**実際に業を行っているアクティブな事業者数は約6万社、主業（売上高の割合が50%以上）とする事業者数は約1.2万社**
- 国内における産業廃棄物処理業界全体の**推定市場規模は、約5.3兆円**
- 主業者における産業廃棄物業の**売上高は、10億円以上の事業者は1割に満たないものの、100億円以上の大規模事業者も存在し、拡大傾向**

【産業廃棄物処理業界の課題認識】



【主業者における産業廃棄物処理業の平均従業員数】

業種	平均従業員数
収集運搬のみ	9人
中間処理	20人
最終処分	9人
中間処理・最終処分	29人

産業廃棄物処理業界の発展への期待

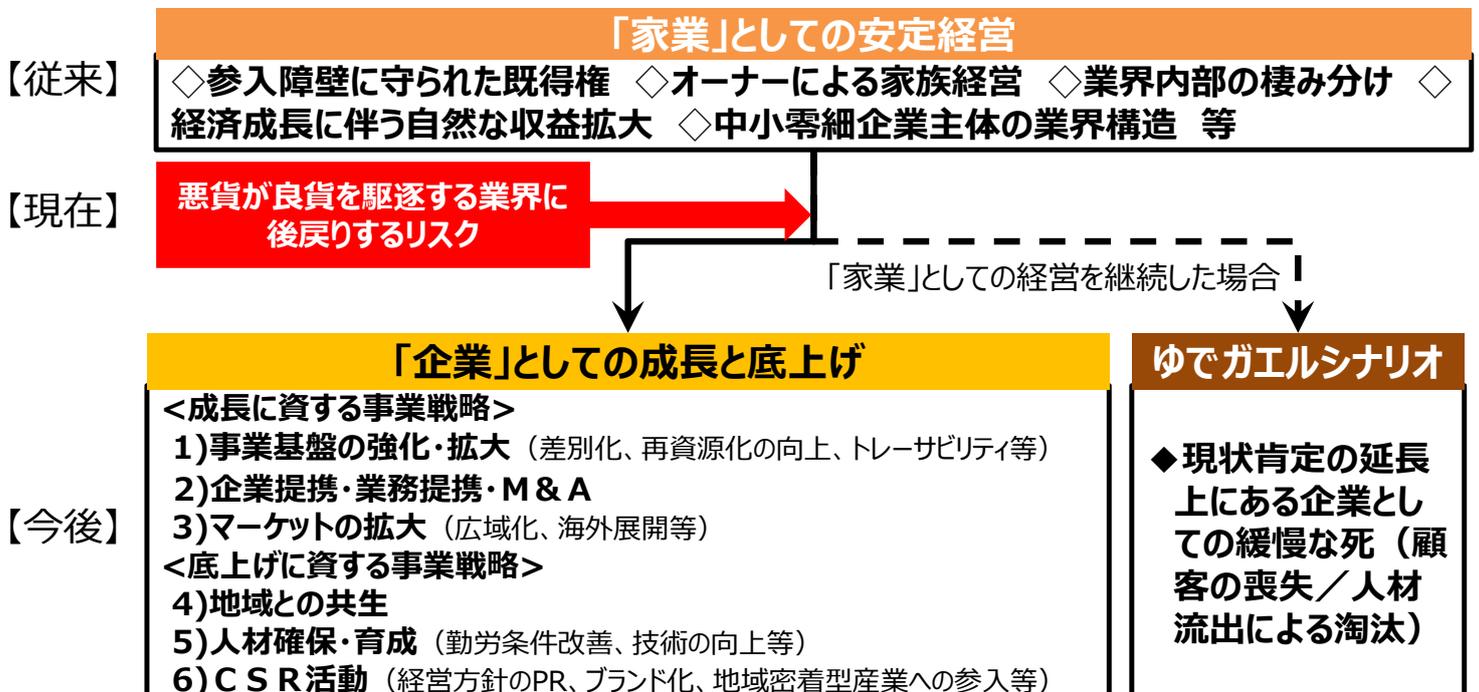
産業廃棄物処理業界は、「環境を守り、産業を支える」との重大な社会的使命を担い、排出者が処理責任を全うするための重要な役割を果たす社会インフラである。適正処理推進と循環型社会構築という重責を担っており、地域産業として存立しつつ、循環資源や再生可能エネルギーの供給等の新たな役割を果たすことが求められている

56

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言②

産業廃棄物処理業が直面するリスク

- 業界内の競争激化が、**安直な価格競争**をもたらしかねない。また、全国的な雇用情勢改善に伴い、**低水準に留まる賃金や労働災害、ネガティブイメージ**など、従来から存在する諸課題も顕在化してきている。就労環境の悪化と人材流出により、「**悪貨が良貨を駆逐する業界**」に後戻りするリスクが高まっている。
- 「家業」としての従来の経営の延長線上では事業基盤を喪失する「**ゆでガエルシナリオ**」に陥りかねない。「企業」としての成長と底上げが求められている。



57

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言③

産業廃棄物処理業を後押しする振興方策の柱

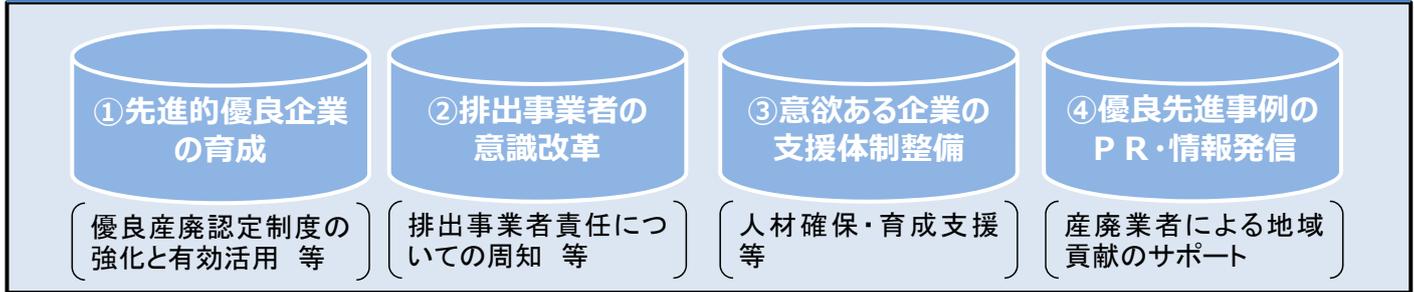
「先進的優良企業の育成と普及拡大」と「排出事業者の意識向上」を通じて、適正な評価軸の設定による「良貨が悪貨を駆逐する競争環境整備」を行うことが、産業廃棄物処理業者による成長を後押しすることになる。更に「意欲ある企業の支援体制整備」と「優良事例のPR・情報発信」により、就労環境の改善と人材育成による「業としての魅力向上」を実現出来れば、社会インフラとしての産業廃棄物処理業界の持続的発展を期待できる。

「成長」と「底上げ」の両立を目指す産業廃棄物処理業者の事業戦略



「社会インフラ」としての産業廃棄物処理業への後押し

(国、地方公共団体、処理団体、排出事業者)



産業廃棄物処理業界の持続的発展

58

優良産廃処理業者認定制度

優良認定基準

- 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。
- 産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。
- ISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。
- 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

排出事業者

- 安心して委託できる優良な産廃処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

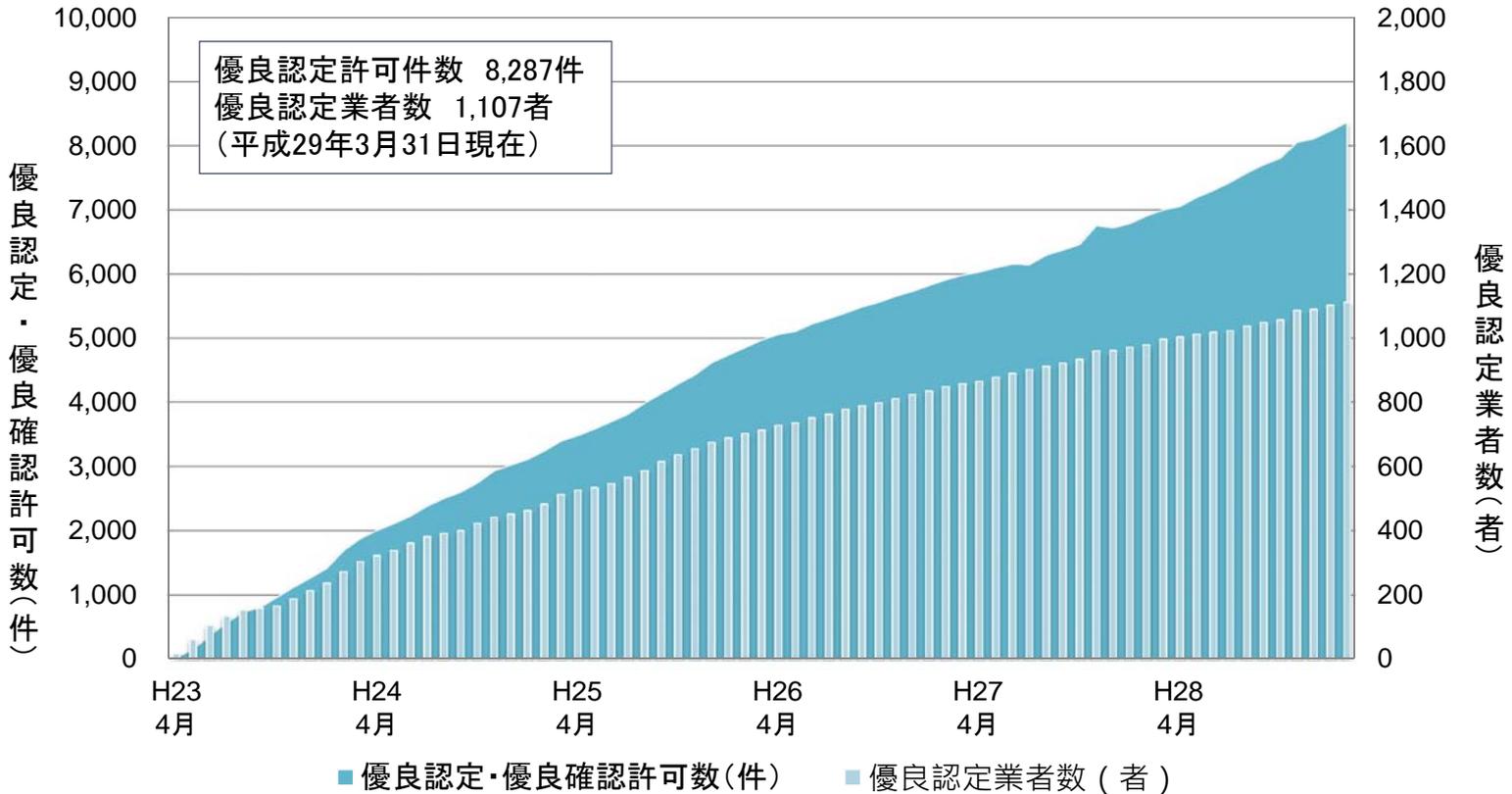
処理業者

- 許可更新に要する事務負担が軽減され、特に広域的に事業展開する処理業者にとっては大きなインセンティブとなる。
- より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

59

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移

優良産廃処理業者数は着実に増加しているものの、全処理業者数（H28年10月現在：113,157者）に対し約1%であり依然として低い



60

優良産廃処理業者認定制度のメリット

1. 許可の有効期間が7年間に延長
(通常は5年間)
2. 許可証などにより排出事業者へPRが可能
3. 排出事業者は、優良認定業者に委託している場合は処理状況を公表情報により間接的に確認可能
4. 許可申請時の添付書類を一部省略可能
5. 環境配慮契約法の「産業廃棄物の処理に係る契約」における入札での有利な取扱い



61

環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」

平成25年2月 契約類型に追加

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、一定割合以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

評価項目

①環境配慮への取組状況(基本項目のみ)

- 環境/CSR報告書の作成・公表
- 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- 従業員に対する研修・教育の実施

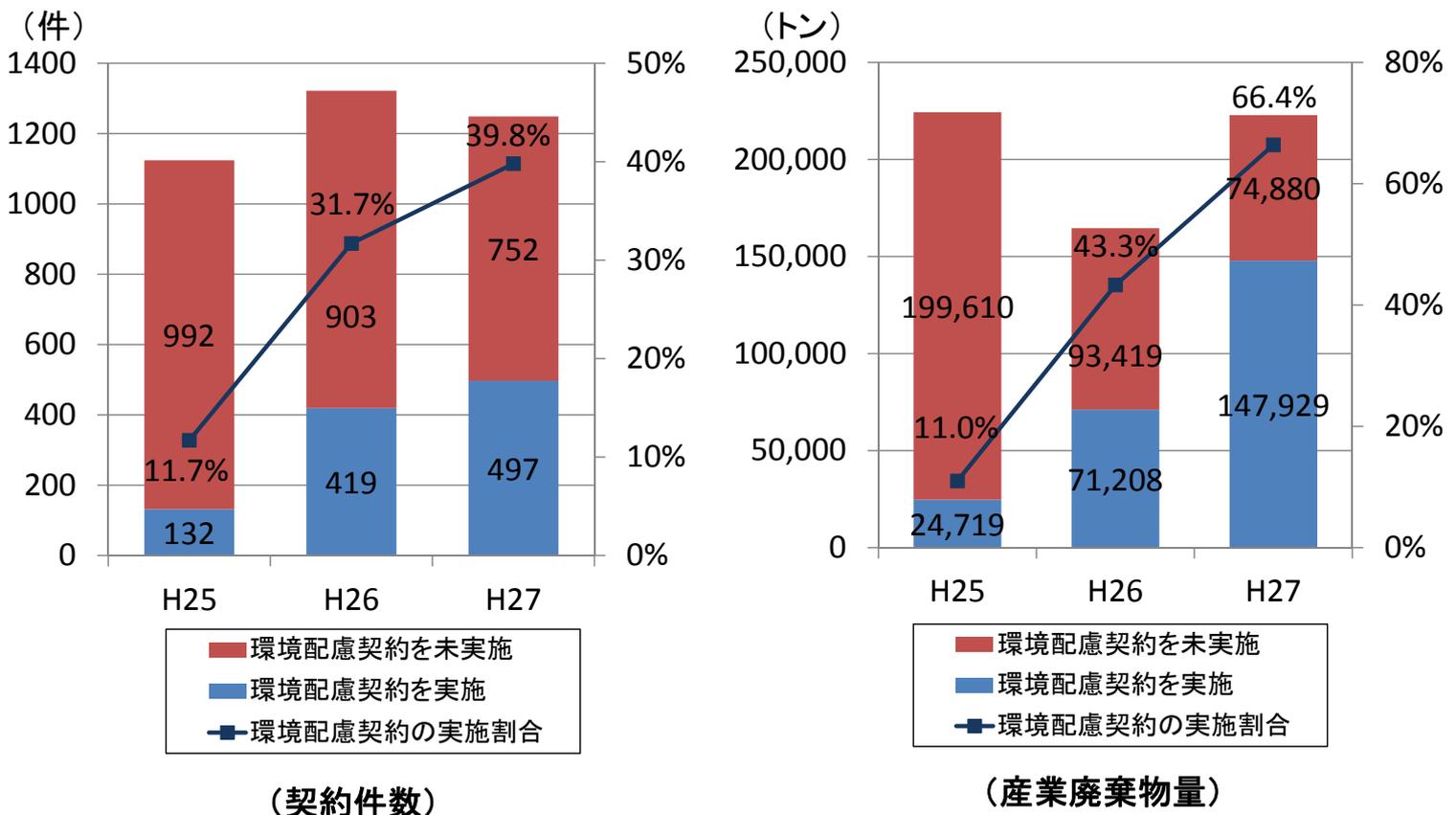
②優良基準への適合状況

※優良認定基準と同一

- 遵法性（特定不利益処分を5年間受けていないこと）
- 事業の透明性（インターネットによる情報公開の実施）
- 環境配慮の取組（ISO14001、エコアクション21等の認証取得）
- 電子マニフェスト（電子マニフェストシステムへ加入、利用可能）
- 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益等の財務基準満足）

62

国及び独立行政法人等の環境配慮契約の実施状況



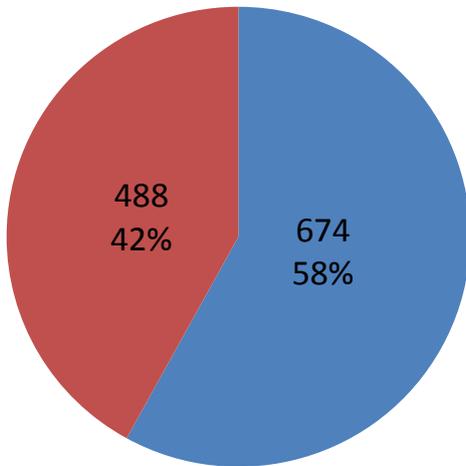
※「平成28年度環境配慮契約法基本方針検討会(第2回)」
(平成28年10月26日)資料より作成

63

入札参加事業者における優良認定業者の割合

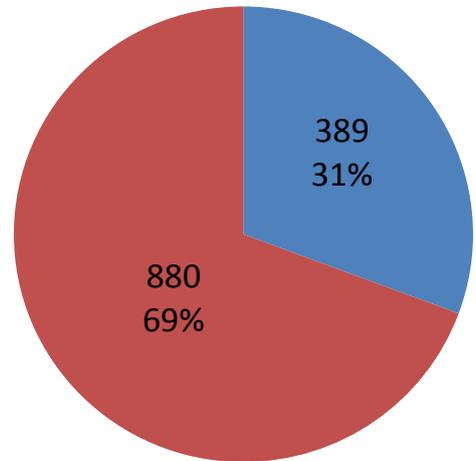
(平成27年度)

環境配慮契約を実施



- 優良産廃処理業者
- 優良産廃処理業者以外

競争入札
(環境配慮契約未実施)



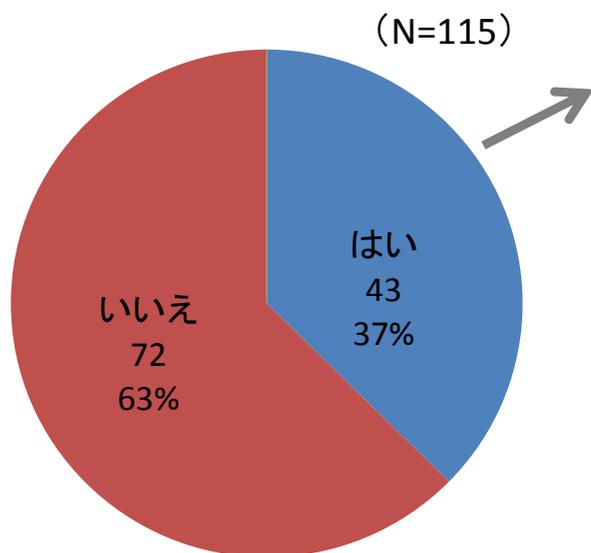
- 優良産廃処理業者
- 優良産廃処理業者以外

※「平成28年度環境配慮契約法基本方針検討会(第2回)」
(平成28年10月26日)資料より作成

<優良産廃処理業者認定制度について>

問 貴自治体において、優良産廃処理業者の拡大・育成に関する取組を行っていますか(※)。

※ 平成28年9月26日～平成28年10月7日に全国115都道府県・政令市に聴取。



(優良産廃業者の拡大・育成に関する取組例)

- 講習会・セミナーの開催
- ホームページ等での公表・啓発
- 多量排出事業者への働きかけ
- 実地確認の免除
- 経費補助(EMS認証取得経費、電子マニフェスト関係機器導入経費)
- 優良認定業者の施設で処分する場合の県内搬入協議手続の免除
- 処理施設の設置について、一定要件を満たした場合の事前協議手続の免除
- 変更届の手続簡素化
- 独自の評価制度の導入
- グリーン購入指針において、県発注の産廃処理委託について優良認定業者への配慮を掲載
- 優良認定取得に向けた手引書の作成、県産廃協会との連携(相談窓口の設置)

産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

(平成29年2月中央環境審議会意見具申(抄))

- 中間処理業者が再生を行う場合、排出事業者が再生利用の状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要。
- 再生利用に関する情報(持出先に係る情報を含む。)を含め、優良産業廃棄物処理業者認定制度による処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の見直しを行うべき。ただし、取引先の事業者の営業の秘密にも留意が必要。
- あわせて、排出事業者による優良認定制度及びその公開情報の一層の活用を促進するため、インターネットを活用した情報公開について、利用者の利便性を向上する方策を検討すべき。
- また、排出事業者においても環境報告書などにおいて、こうした処理状況について適切に把握していることの公表を促していくことも重要。

66

優良な循環産業の更なる育成

(平成29年2月中央環境審議会意見具申(抄))

- 優良認定の要件に適合しない事態に至った場合、その事実を排出事業者、都道府県間等で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべき
- 排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報を含む処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見直しを行うべき。
- 認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討をするべき。
- 排出事業者による優良産業廃棄物処理業者の優先的な選択を一層推進するため、国、産業廃棄物処理業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組として認定要件を上回る積極的な情報公開を促進する為の方策を検討するべき。
- 廃棄物処理業者、地方自治体職員、プラントメーカー、研究者等を含め、廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をより推進することが必要。

67

○産業廃棄物処理業における人材育成方策検討業務(H27～)

趣旨: 産業廃棄物処理施設を地域に受け入れられやすい施設へ変革するため、産業廃棄物処理に関わる職員等関係者全員について、これまで以上の法令遵守、安全・安心な作業管理、温室効果ガスの削減、さらには地域への貢献を意識した人材の育成を図る。

対象: 処理業者の主任レベル相当を対象とするカリキュラムを検討中
実施状況:

- 平成27年度 人材育成の現状把握、研修内容の検討、モデル研修等
- 平成28年度 資格制度の創設に向けた検討、研修会の開催等

(参考)

○産業廃棄物処理業経営塾 ((公財)産業廃棄物処理事業振興財団:H16～)

目的: 経営者の育成

実績: 平成28年までに13回開催 卒塾者(修了者)在籍企業数219社

○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

((公財)日本産業廃棄物処理振興センター:H4～)

目的: 産業廃棄物処理業を的確かつ継続的に行うために必要な知識及び技能(能力)の習得

実績: 新規許可受講者数 13,629人(平成27年度)、更新許可受講者数 19,544人(H27年度)

68

パリ協定の要点

- パリ協定は、COP21において192の国と地域が参加して合意し、2016年11月に発効(我が国も同月締結)。世界の気候変動対策の歴史的転換とされる。

パリ協定の内容



- 産業革命以降の世界の平均気温の上昇を**2℃より十分に下回るものに抑える**こと。
- 1.5℃に制限するための努力を継続すること。

- **今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランス(=排出量「実質ゼロ」:脱炭素化)を達成**できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減。

- 各国は、約束(削減目標)を作成・提出・維持する。**削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進**を示す。

意味するもの

- **平均気温の上昇は、CO2の累積排出量に比例(IPCC)。**
- 2℃以下に抑えるためには、残りの排出量に上限が存在。66%の確率では世界で**約1兆トンに限られる**(残り約30年分弱):**カーボンバジェット**(炭素予算)。
- 我が国も**2030年、2050年といった特定年だけでなく、累積排出量の低減が必要。**

- 世界実質ゼロに向けて、**全ての国が国内削減が必要。**
- 優れた技術・ノウハウを持つ我が国は、**輸出等を通じ世界の排出削減に貢献。**
 - ただし、**全世界がゼロを目指す中、海外削減分を国内に移転することは最終的には難しくなる。**

- 国内削減に係る**目標や努力の後退はあり得ない。**

69

- パリ協定を踏まえて決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、廃棄物処理分野における地球温暖化対策も一層強化していく必要がある。
- これまで、循環基本法の基本原則に基づき、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収が推進されてきた。
- 更なる低炭素型の3R技術の社会実装に向けた実証や導入促進の拡大等の必要な方策を検討するべき。
- 一般廃棄物分野については、ごみ焼却施設での廃熱利用の更なる拡大のために必要な方策を検討するべき。
- 産業廃棄物分野における低炭素化についても高効率な熱回収施設等の整備に加え、収集運搬車の低炭素化についての措置等、必要な方策を検討すべき。特に、今後更新時期を迎える焼却施設において高効率な熱回収施設を設置するなど、徹底的なエネルギーの利活用について、検討を深めていくことが必要。

70

産業廃棄物処理業に対する支援策(例)

●低炭素型廃棄物処理支援事業(20億円)

(1) 廃棄物処理業低炭素化促進事業

- 事業計画策定支援
- 低炭素型設備等導入支援
 - a. 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置
 - b. 廃棄物由来燃料製造施設(油化・メタン化・RPF化等)
 - c. 廃棄物処理施設の省エネ化及び廃棄物収集運搬車の低燃費化

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

●モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(3億円)

●省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業(15億円)

●中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」

- 税制優遇(取得設備の固定資産税、即時償却や税額控除)
- 金融支援(低利融資、信用保証等)

71

(参考)

特定有害廃棄物等の輸出入等の 規制に関する法律（バーゼル法） の改正

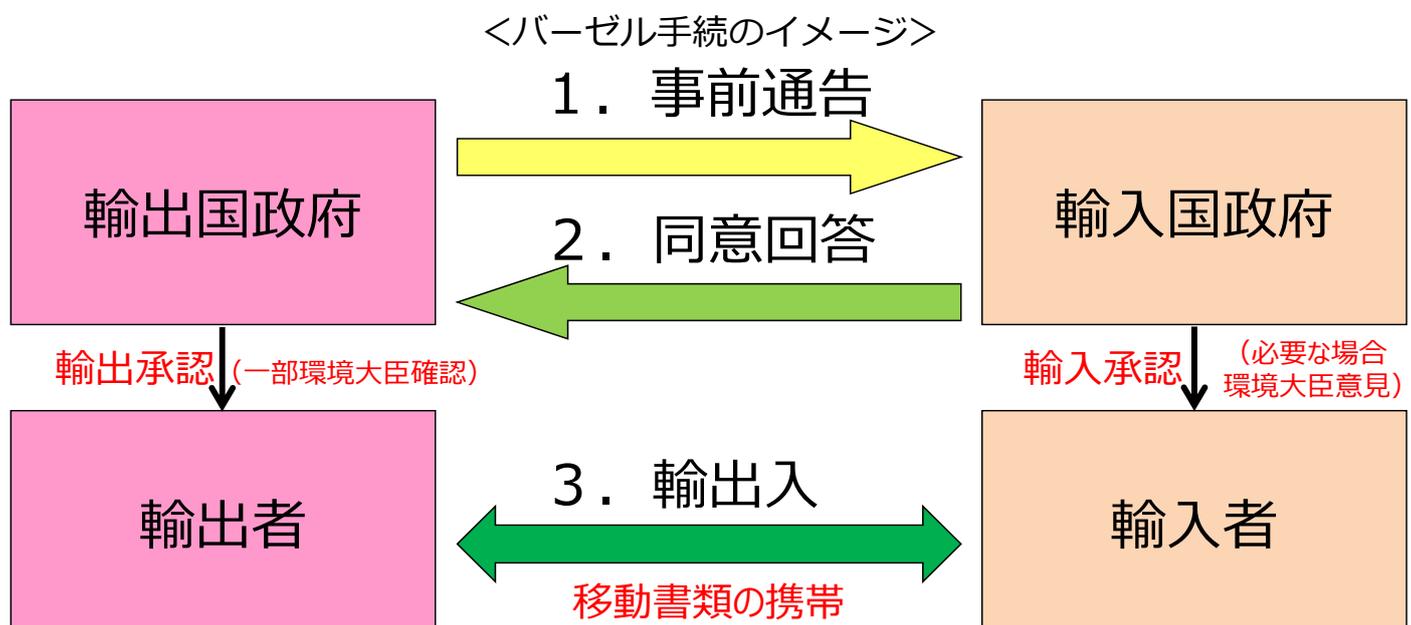
公布 平成29年6月16日

施行期日 公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

72

1. バーゼル法の概要

- バーゼル条約は、越境移動を伴う有害廃棄物（廃電子基板、使用済鉛蓄電池等）等が環境上適正に管理されることを目的とし、有害廃棄物等の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。
- バーゼル法はバーゼル条約の国内担保法**（経産省と環境省の共管）として、外為法に基づく輸出入承認（途上国輸出等は加えて環境大臣確認等）、移動書類の携帯等の義務を規定。

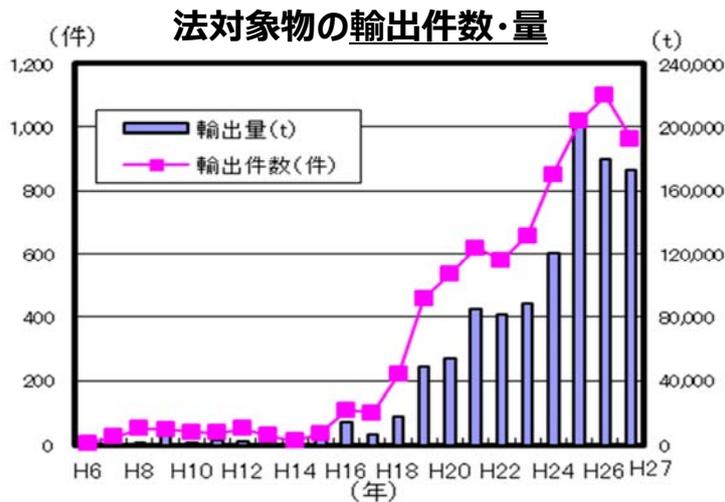


※ 事前通告と同意回答は条約に基づく政府間の義務、赤字は我が国バーゼル法に基づく事業者の義務。

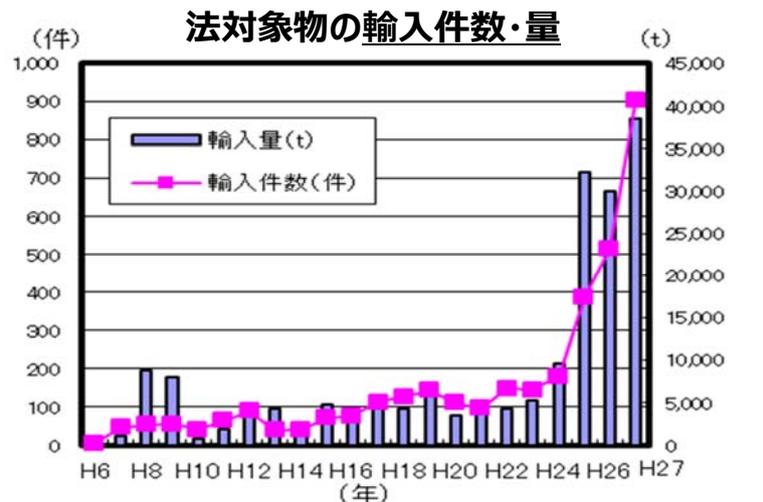
73

2. 法改正の背景

- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①**雑品スクラップの不適正輸出**や②**輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加**や③**使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生**。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④**輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望**がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、**本年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている**。
- 中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、**バーゼル法の見直しの基本的な考え方として、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることが提言された**。



(主な輸出品目：使用済鉛蓄電池)



(主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト)⁷⁴

3. 法改正事項 1：規制対象物の範囲の明確化

→雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる**雑品スクラップ**）で、**バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出**されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、**法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低い**との指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）

* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

3. 法改正事項2：輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加 →輸出貨物のシップバック通報の予防

【現状・課題】

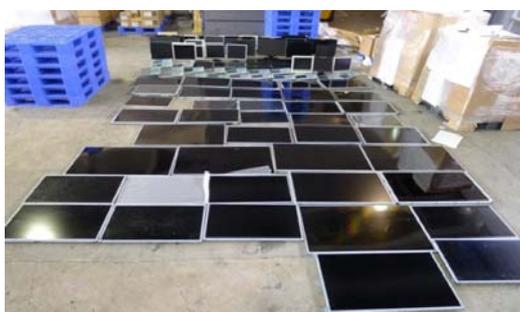
- バーゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バーゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

↓ 繰り返されるシップバック通報の予防

【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化**。（法第2条第1項第1号ホ）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



76

3. 法改正事項3：輸出承認手続時の、環境大臣による確認事項を明確化 →明確な事項に基づき、環境汚染防止措置のよりの確な審査を実施

【現状・課題】

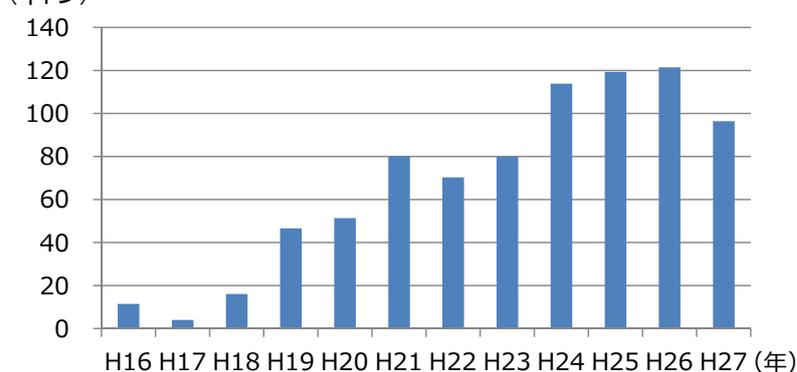
- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない）
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まっている。

↓ 輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による**確認事項を法的に明確化**。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とする予定。

我が国から韓国への使用済鉛蓄電池の輸出量



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



77

3. 法改正事項4：途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の規制撤廃

→我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
- 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

* 有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1件あたり180日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間13万トン程度 （将来的にはさらに増加）
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上987億円（付加価値386億円）程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の電子部品スクラップ



（金、銀などの金属を含む）

78

3. 法改正事項5：リサイクル等目的での有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設

→我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の**輸入承認を不要**とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所	： 7 箇所	（廃電子基板を処理）
鉛製錬所	： 6 箇所	（使用済鉛蓄電池を処理）※
亜鉛製錬所	： 5 箇所	（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鉱業協会の情報）

※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。

79